

# 平成30年度会津若松市商工審議会 議事録

日時	平成30年12月14日（金） 13:30～15:30
会場	生涯学習総合センター（會津稽古堂）研修室5・6

## 議 事

### ■諮問案件：会津若松市中小企業振興条例の改正について

事務局より別紙資料により説明

審議の結果、事務局案のとおり了承された。答申書については、会長と事務局とで調整し、平成30年12月25日に会長が代表して市長へ答申を行うこととなった。  
質疑応答については以下のとおり。

### 【質疑応答・意見】

#### （1）会津若松市中小企業振興条例の改正について

##### ●A委員：

- ①中小企業憲章というものが平成22年の6月に閣議決定され、これに基づいて中小企業振興条例が各地で改正されていき経緯がある。その後、小規模事業者、企業等ということで追加となった。市内の中小企業がどのような状態にあるということを、事務局より先ほど説明があったが、中小企業憲章の中にはもっと強い意志が入っている。今回提案の内容は、まだまだ甘いところがある。  
中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。趣旨をもう少し強く、市の中小、小規模事業者の振興条例の中に入れ込んでほしい。会津若松市はどうしても大手企業に配慮する傾向が強いと感じており、やはり中小企業をこれまで以上に大事にするということ、雇用を守ってきたのは中小企業であるということも、趣旨や基本理念等に謳ってほしい。
- ②基本理念をもう少し詳しくしてほしい。  
中小企業憲章の基本原則というあたりをよく理解していただき、原案にほぼ入っているものの、織り込んでほしい。
- ③他の市町村（いわき市、郡山市、福島市）の条例には、震災以降のこと、中小企業がどうだったかということが記載されている。本市もいまだに風評の払拭ができていない。ここが抜けている。中小企業は震災の時、大手企業は撤退などがあったが、雇用を守り逃げ出さなかった。こういう点も踏まえて、その存在の重要性なども記載してほしい。
- ④継続的な協議の部分については、四半期に1回の開催ということで、資料には記載があるが、条文には回数の明記がない。他の地域では、「何回以上」というように明記されているので、明記してほしい。

- ##### ●B委員：
- 市が、中小企業と言う抽象的な言葉から一步踏み込んで、小規模企業を入れたことは大きな特徴であり、大変重要なことだと感じている。ただ、中小企業の上には大企業があるが、今の時代、大・中・小の定義が曖昧になってきており、経団連では「大規模企業」、「中規模企業」といった規模で定義付けをしている。中小企業と小規模企業では、定義が重なるところがあり分かりづらい印象を受ける。小規模企業を明記する趣旨は理解するが、この括りを工夫すべきではないか。規模で分けるのも一つの方法かと思う。事業所によっては業種も多様化しているため、法令で定められている分類は使いづ

らくなっている部分もあるため、こうした点も勘案すべきではないか。例えば零細企業という言葉があるが、この括りをなど。言わんとするところは、小規模に目を付けたところ。この市の強い思いを市民にしっかりと理解してもらう必要があるので、しっかりとそうしたメッセージや篤い思いを条文に乗せるべきだと思う。

●C委員：先ほどのA委員の発言を受けて、第3条の基本理念のところ、震災後の風評払拭に向けた取組を記載してはどうか。

●A委員：

①「基本理念」か「目的」のどちらかで入れて欲しいと思う。

●C委員：震災関連の記載について、敢えて記載しなかったのであれば、その理由を伺いたい。

○事務局：中小企業憲章の内容については、既に織り込んでいるものと認識している。また、震災からの復興に関する文言については、他自治体で条文化している事例については承知しており、その点の追記については原案の「基本理念」等に入れ込む方向で検討させていただきたい。また、A委員提案の、雇用面での小規模企業の貢献についても、「基本理念」のところに入れ込む方向で検討したいと思う。

加えてA委員より、「継続的な協議」に関して、他市の事例では回数について明記されているとの話があった。本市においては特段明記していないが、考え方として現時点では、年4回程度の開催を予定しており、これが先細って年1回実施すれば良い、ということではなく、場合によっては4回では足りないことなども想定されるため、様々な状況に柔軟に対応できるよう、大枠のところを規定したということである。

●B委員：中小企業と小規模企業を横並びで記載するということが今一つすっきりしない。中小企業には小規模企業も含まれるものと考えられる。

○事務局：従来の考え方では、中小企業の中には小規模企業も入っているため、小規模企業者を出ししなくても、含めた形での振興を図っていくという考え方であったが、国の方針により小規模企業振興に向けた法整備がなされ、もっと小規模企業を意識しようという流れになっている。あえて特出しすることによって意識づけをしたい、という考え方である。県も同様の対応をしており、市としても小規模企業を出しすることによって、これまで以上に意識したいという思いである。

●B委員：零細企業はどのような扱いになるのか。

○事務局：小規模企業者に含まれると考えている。

●D委員：中小企業には個人事業者は含まれるのか。

○事務局：当然にして個人事業者の方も含まれ、支援等の対象になると考えている。

●C委員：農業関係者も含まれるのか。

○事務局：農業関係者も「その他の業種」ということで含まれる。実際、農業については、農業関係の支援の方が手厚いため、商工業の支援というよりは農業関係の支援を活用される方が多いと考えている。中小企業の定義からすると農業の方も含まれるということになる。

●E委員：第4条（市の責務）第2項の「小規模事業者が事業を円滑かつ着実に運営できるよう必要な配慮をするものとする」とあるが、その意図は何か。

○事務局：この意味合いは、特に小規模企業については配慮していくという、総論的な意味である。具体的には、例えば小額工事の相手方として業務を発注することなどが挙げられる。小規模企業者には経営体質などが弱い面があるため、特に配慮していこうとするものである。

●E委員：第7条（市民等の理解と協力）の部分。具体的にどうやって市民に理解と協力を求めていくのか。形骸化する恐れが十分あるため、市の責務として啓発を行うなどの記載をする必要があるのではないか。

○事務局：第7条の思いとしては、市が市民に対して啓発を図っていくことは、もちろん必要だが、我々が目指したいことは、まず中小企業の方々が、地域を構成する一員だということで、地域に対する様々な貢献活動を行うことにより、市民が地域のその企業を認識し、理解し、その企業を盛り上げていきたいという思いに立つ、そういったことを目指したいということである。単に市が市民に対して理解や協力を求めるのではなく、互いの行動に現れる、そんな姿を目指していきたい。

○事務局：第7条では、市民には2つの側面があると考えている。1つは消費者という立場で地元のお店から購入していただきたいという思いがある。一方で企業で働くという労働者としての側面があり、地域の雇用を中小企業、小規模企業が支えているということがある。こうした中小企業、小規模企業の振興を図ることにより、市民にもメリットが生じるということもあるため、こうした意味でも、この振興策にご理解とご協力をいただきたいという趣旨である。E委員の市の責務として市民に対する啓発を、という意見については、当然市民に対する理解を深めるための取組はしていく考えである。

●E委員：議会の議決をもらえば、本条例に関して市民に対して説明する機会を設けるという理解でよいか。市民により深い理解を求めるのであれば会議のメンバーに消費者という立場で市民が参画することも検討してみてもどうか。

○事務局：会議の構成メンバーについては、資料に記載のメンバーをコアメンバーということで想定しており、議題によっては市民の方が加わることもあると考えている。

●B委員：今のE委員の意見について、第7条文中の「振興」を「活動」に、「寄与する」を「寄与している」というふうに修正すれば、市民に市の熱い思いが伝わるのではないか。

○事務局：検討したいと思う。

●F委員：資料2ページ目の現状のポイントの部分で、事業所数が他市に比べ本市が多く減っているということだが、例えば、その中でも特に小規模企業者だけが減っているなどといったようなデータはあるのか。また、背景も重要で、具体的な取組としてもそうした点をサポートしていくといったような中身があれば理解が得られるのではないか。

○事務局：現時点で数字は把握していないので、この後確認し、F委員の意見を踏まえて修正できれば理解が進むと思うので参考にさせていただく。

●G委員：先ほど零細企業に関する意見があったが、この小規模企業基本法ができてから、零細企業という言葉を県でも使用しなくなっている。零細企業は小規模企業に含まれるという整理だと思われる。

## (2) 中小企業振興補助制度の拡充及び整理について

- B委員：中小企業よりも小規模企業の方が優遇措置がしっかりなされるように、「小規模企業を大事にしている」ということをアピールできるようにすると良いと思う。
- F委員：資料3ページの主な課題のところで、3点あるが、対応を考えると、「チャレンジ企業応援補助制度」は③に対応しており、「創業支援信用保証料補助制度」は②に対応していると思われるが、企業の減少数を考えれば、1番の要因は①だと思われる。ここに対応するものがあると良いと思うが。
- 事務局：「創業支援信用保証料補助制度」は①を含んだものとして考えている。新規開業を上回る廃業があるため、企業数の減少を緩やかにするために新規創業を創出することが大事だろうと考えている。廃業数を減らしていく取組については、経営相談と事業承継の取組が主な内容になると考えているため、関係機関・団体との連携によって相談体制の強化を図り、支援していきたいと考えている。
- G委員：「創業支援信用保証料補助制度」について、保証料率が創業等関連保証枠が0.4%、創業関連保証枠が0.35%となっているが、2年前に保証料率を0.8%⇒0.4%、0.75%⇒0.35%に下げた経過にある。その結果、昨年特に創業関連保証枠の利用が約5倍増えた。市内では創業塾を開催している金融機関があるが、その塾生による創業が増えていると聞いている。創業する人のマインドが高まっていくものと考えられる。
- E委員：既存の支援制度に「商店街施設設置事業補助金」があり、対象が「街路灯等」とあるがこの中には、監視カメラなども含まれるのか。
- 事務局：商店街の施設設置については、街路灯の他、通りのアーケードなども含まれており、統一看板や防犯カメラなども対象となっている。
- E委員：防犯カメラ等の設置後の電気料などは「商店街施設維持管理事業補助金」を活用しているのか。
- 事務局：「商店街施設維持管理事業補助金」は街路灯の電気料の補助である。
- E委員：継続を判断した支援制度においても、その内容については再考する必要があると考える。本当に使いやすい支援となってほしい。
- D委員：現状のポイントで、人材の確保が挙げられているが、業界でも人材不足の状況にある。今回の改正に当たっては、人材の確保についてより強調する必要があると思う。具体的には、支援制度の中にもそうした支援を入れて欲しい。人材は他地域からくる場合もあるため、例えば就労していただく方への補助やマッチングなども含めた形で、働き手呼び込むような施策であったり、方針であったりというものを是非入れて欲しいと思う。
- C委員：全体的にITなどの先端的な産業を支援するといった印象がある。会津らしさを出すためにも、伝統や継承などについてバックアップするといった内容も入れるべきである。
- A委員：会津若松らしい条例とは、伝統工芸が根付いている地域でもあるし、条文のどこかに伝統産業を大事にする市であるというところを明記してほしい。

○事務局：検討させていただきたい。

●F委員：「チャレンジ企業応援補助制度」については、今回、条例のタイトルとしても小規模企業を入れて、より小さい事業者向けにということである。イメージとして補助の上限が100万円ということで、事業費としては150万円ほどであり、内容も様々なものに使えるということで自由度は高そうだが、敷居が高いように感じる。10万円でも20万円でもこの補助が使えると思うが、そのような印象を受けないので、例えばコースを分けるなど、もう少し小規模企業者に寄り添っているような打ち出し方をしてみたいか。

○事務局：先ほどの別の委員からも「小規模企業に対する市の熱い思いを伝える」という意見があったが、同様の意見かと思う。なお検討させていただく。

●C委員：補助金の申請では、創業したての事業所などは特に事業実施後の決算書等の提出に苦労することも多い。財務面でのフォローも必要だと思う。

○事務局：「チャレンジ企業応援補助制度」については、既存企業への支援というイメージである。このため、財務関係についても比較的対応が可能なものと考えている。また審査の段階で、金融機関や税理士などの方にも入っていただく予定であり、チェックが働く部分もある。なお、本制度は単に今取り組んでいる事業の経費を市からもらうものではなく、新たなところに踏み出す場合に市が支援するというものである。今取り組んでいる経営の路線上での取組に市が支援するものではない。既存の枠組みから違うところに踏み出す場合の支援をイメージしている。

●A委員：パブリックコメントの期間が非常に短いと感じている。これは伸ばせないものなのか。市民への情報公開をもっとしっかりやってほしかったという思いがある。また会議の回数の件についても、やはり回数の固定をしないと実施されなくなることが懸念されるため、そうした明記を会津若松市が率先して行うべきではないか。

○事務局：他市の状況も調査しながら会議の回数の担保については検討したいと思う。パブリックコメントについては、11月20日から1か月の期間で行っているもので、市政だよりへの掲載や商工会議所の協力により会員には案内している。今後の手続きの部分もあるため、期間の延長については難しい。

#### 【まとめ】

●座長：今回いくつかの宿題をいただいている。進め方としては2つあると思っている。1つはご意見を踏まえて事務局（案）をつくり、私が確認し、答申するやり方と、もう1回、この会議を継続審議とすること。

意見等をまとめると、まず条例改正については、

- ①会津若松らしさ。中小、小規模企業の果たしている役割として、雇用とか風評などと部分を理念の中に盛り込んでいく
- ②小規模という中での零細企業の存在がわかるように説明資料等を用意しておく
- ③条例の中での7条（市民等の理解と協力）のところ。「振興」を「活動」に、「寄与する」を「寄与している」に修正
- ④継続的な協議の場については、回数を他市の状況も踏まえて、出来るだけ明記して欲しい
- ⑤資料上、現状の認識の部分で、減少規模のところをデータとして減少数を示して欲しい

補助制度の部分は、

- ①「チャレンジ企業応援補助制度」について、敷居が高いと感じられる部分があるので、使い易いところをどう入れ込んでいけるか

- ②「チャレンジ企業応援補助制度」について、会計面・管理面でのフォローへの考え方
- ③補助制度一覧について、継続分についても内容の精査を行い、より発展する方向で考えていく必要がある。

また、人材の確保等について何らかの施策の追加を検討して欲しい、といった意見もあった。様々意見をいただいた。以上の内容で事務局には追加修正を検討して欲しいと思うが、もう一度審議会を開催するか、今ほどの中身を事務局で追加修正して、私が確認し了承させていただくという流れか、意見を欲しい。

●A委員：会長一任ということで、修正点について連絡をもらえれば良いと思う。

●B委員：会長・副会長一任ということでお願いしたい。

一同異議なし

●座長：それでは、副会長と私で事務局（案）の修正内容について、再度吟味させていただいた上で了承するといった内容で答申させていただくこととする。